

議案第130号

松阪市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

松阪市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年松阪市条例第132号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

松阪市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年松阪市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以降」を「以後」に、「18歳未満児」を「児童」に改め、同条第3号中「18歳未満児」を「児童」に改め、同条第4号ア中「18歳未満児」を「児童」に改め、同号イ中「で18歳未満児」を削り、同条第5号中「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を「児童」に改め、同条第10号中「18歳未満児」を「児童」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (4) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のこどもの医療費の受給資格者で、別に規則で定める所得の制限を超える場合においては、対象医療費の2分の1に相当する額第16条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条中「前条」を「第9条」に改め、「決定し、」の次に「別に規則で定めるところにより」を加え、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第10条 市長は、福祉医療費として受給資格者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）又はその保護者等に支給すべき額の限度において、その者が別に規則で定める保険医療機関に支払うべき費用の全部又は一部（1回の対象医療費から1,000円を控除した額）をその者に代わり当該保険医療機関に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者又は保護者等に対し福祉医療費の助成があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。